

さんだ社協だよりへの記事掲載依頼取扱要領

平成 23 年 4 月 1 日作成

1. 趣旨

この要領は、社会福祉法人三田市社会福祉協議会（以下、「社協」）が発行する「さんだ社協だより」への、社協以外の団体等からの記事掲載依頼について必要な事項を定めます。

2. 掲載の可否

「さんだ社協だより」への記事掲載依頼があった場合、以下の「掲載基準」及び「掲載できないもの」に基づいて掲載の可否を判断します。

ただし、基準を満たすものについても誌面のスペースの都合などで掲載できない場合があります。掲載の可否、方法、時期などについては社協一任とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

【掲載の基準】

- ①社協職員が、直接または間接的に業務としての関わりをもっている団体による事業で、広く住民を対象とし、地域福祉の推進を目的とするもの。
- ②社協ボランティア活動センター登録グループが実施する事業のうち、登録している活動内容に関する研修会や、福祉活動啓発・会員募集を目的とした講座の参加者募集で、広く住民を対象とするもの。
- ③その他、社協が特に必要と認めるもの。（例：社協後援事業、等）

【掲載できないもの】

- ①営利目的、宗教・政治活動に類するもの、公序良俗に反するもの。
- ②施設・団体等の職員・有給スタッフ募集（ボランティア募集は除く）。
- ③その他、読者（住民）に疑念を抱かせる可能性のあるもの、さんだ社協だよりの性格になじまないものなど、社協が適当でないと認めるもの。

※なお、以下の場合原則としてさんだ社協だよりには掲載せず、ホームページやメディア（新聞社への情報提供等）活用など他の手段の情報提供にとどめます。

- ①対象が限定されており、別途郵送やチラシの配布等で対象者に直接案内があるもの。さんだ社協だより以外の広報手段による参加者が多いと想定されるもの。
- ②同日発行の市報「伸びゆく三田」に掲載されるもの。

3. 掲載依頼

掲載を希望する場合は、必ず事前に下記担当係まで連絡のうえ、別紙「記事掲載申込書」に必要事項を記入して提出してください。申込書の提出締切は、掲載希望月の前々月の末日とします。

(例：4月号掲載希望の場合は2月末日)

4. その他

- ①一旦掲載を許可した後、誌面の都合により掲載できなくなる場合があります。
- ②記事の内容に関する責任は、すべて申込者が負うものとします。

「さんだ社協だより」掲載依頼に関する問い合わせ・申込先

社会福祉法人三田市社会福祉協議会 総務課 総務係

〒669-1514 三田市川除675番地 三田市総合福祉保健センター1階

電話 079-559-5940 FAX 079-559-5704

メール info@sanda-shakyo.or.jp